

2. 報告事項

- (1) 平成 21 年度下半期の発注工事等にかかる入札・契約手続きの運用状況等について
- (2) 競争入札等参加資格停止等の運用状況について
- (3) 談合情報対応状況について
- (4) その他
 - ・平成 22 年度第 1 回定例会審議事案の抽出結果について
 - ・平成 21 年度第 2 回定例会議事概要の公表について
 - ・平成 22 年度発注見通しの公表について (工事)
 - ・長岡京市入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準
 - ・工事積算内訳の公表等に関する取扱方針

意見・質問	回答等
<p><u>報告事項(1)～(4)について</u></p> <p>○工事積算内訳の公表は、市が積算したものか、それとも業者の積算したものを公表しているのか。</p> <p>○公表は 4 月から実施しているのか。</p> <p>○工事積算内訳を公表する工事は、どの規模から対象にしているのか。</p> <p>○公表に関して、今までに市民から意見等があったか。</p> <p>○閲覧に来られた方は何人ぐらいか。</p> <p>○他の自治体も公表しているのか。</p> <p>○入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準の見直しは、具体的にはどのようなことか。</p> <p>○附則事項を見ると、毎年のように改定していますね。</p> <p>○公開用の議事録について、今後は、質疑内容を一字一句ではなく、もう少し簡素化してはどうか。</p>	<p>・市が設計積算したもので予定価格の基になるものを公表しています。受注業者が積算したものではありません。</p> <p>・はいそうです。</p> <p>・130 万円以上の工事でほとんどが該当します。</p> <p>・現在のところ意見等はありません。</p> <p>・公表方法は、契約日の翌日から市民情報コーナーにおいて自由に閲覧できますので、何人来られたかは把握していません。</p> <p>・京都府内では、ほとんどのところが公表しています。</p> <p>・年度当初に工事の年間発注件数や金額、建設業許可の特定や一般の業者数等を考慮して適正な発注になるよう改定しています。</p> <p>・はいそうです。</p> <p>・発言主旨を変えない範囲で簡素化に努めます。</p>